

京都市認定京町家事業に関する要綱

平成30年3月15日 制定

令和3年4月1日 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）第2条第2項第7号に規定する「認定京町家事業」に関し、京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、住宅宿泊事業法、条例、規則及び京都市京町家の保全及び継承に関する条例において使用する用語の例による。

(認定の申請等)

第3条 認定京町家事業の認定を受けようとする者は、認定京町家事業認定申請書（別記様式）の正本及び副本に、それぞれ別表に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、認定又は不認定を決定し、認定通知書又は不認定通知書に前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

3 前項の規定による認定通知書は、認定京町家事業の内容を変更しない場合に限り有効である。

(要件を備えなくなった認定京町家事業に関する通知)

第4条 市長は、認定京町家事業が、認定後に規則第3条に掲げる要件を備えなくなったことを確知したときは、その旨を当該認定京町家事業を営む住宅宿泊事業者に対し通知するものとする。

(補則)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

別表（第3条関係）

認定申請に必要な図書

図書の種類	内容等
申請に係る京町家が建築基準法施行以前に建築されたことを証する書面	建物の登記事項証明書又は京町家カルテの写し等
申請に係る京町家が京都市京町家の保全及び継承に関する条例第2条第1号に規定する京町家であることを確認することができる書面	京町家の外観及び都市生活の中から生み出された形態若しくは意匠を示す写真又は京都市京町家の保全及び継承に関する条例第17条に基づく重要京町家に指定されていることを証する書面等
申請に係る京町家が規則第3条第1号の要件を備えていることを確認することができる書面	規則第3条第1号に掲げる形態又は意匠を示す写真等
付近見取図	敷地の位置、方位、道路、目標となる地物
各階平面図	縮尺、方位、間取り、室の用途又は名称
宿泊者への説明に使用する資料等	条例第11条第2項の規定に基づく宿泊者への説明を行う際に使用する資料

(第一面)

別記様式 (第3条関係)

認定京町家事業認定申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)
	電話 ー

敷地	所在地	京都市 区
	用途地域	<input type="checkbox"/> 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域のいずれかに該当する。
	その他地域地区	<input type="checkbox"/> 地区計画又は建築協定で住宅宿泊事業が制限されていない。
届出住宅(予定)の使用・管理方法	<input type="checkbox"/> 京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第11条第1項第1号に該当しない。	

京都市認定京町家事業に関する要綱第3条の規定により認定を申請します。				
京町家の概要	京都市京町家の保全及び継承に関する条例第2条第1号に規定する要件	建築時期	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行(昭和25年)以前(年建築)	
		構造	(必須)	<input type="checkbox"/> 木造
			(必須)	<input type="checkbox"/> 伝統的な構造(伝統軸組構法)
		形態又は意匠	(必須) ^注	<input type="checkbox"/> 平入りの屋根 注:角地、路地状敷地、高塀造りのものは必須でない。
			(必須)	<input type="checkbox"/> 3以下の階数
			(必須)	<input type="checkbox"/> 一戸建て又は長屋建て
	(いずれか一つ以上)	<input type="checkbox"/> 隣地に接する外壁又は高塀 <input type="checkbox"/> 通り庭 <input type="checkbox"/> 火袋 <input type="checkbox"/> 坪庭又は奥庭 <input type="checkbox"/> 通り庇 <input type="checkbox"/> 格子		
	京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する規則第3条第1号に規定する要件	形態又は意匠	(必須)	<input type="checkbox"/> 瓦ぶきの屋根
			(必須)	<input type="checkbox"/> 隣地に接する外壁又は高塀
			(いずれか一つ以上)	<input type="checkbox"/> 通り庭 <input type="checkbox"/> 火袋 <input type="checkbox"/> 坪庭又は奥庭
(いずれか一つ以上)			<input type="checkbox"/> 通り庇 <input type="checkbox"/> 格子	
備考				

(第二面)

※受付年月日及び番号	年	月	日	第	号
※認定年月日及び番号	年	月	日	第	号

(注意)

- 1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 「通り庭」とは、道に面した出入口から続く細長い形状の土間をいいます。
- 3 「火袋」とは、細長い形状の吹き抜け部分をいいます。
- 4 「通り^{ひさし}庇」とは、道に沿って設けられた軒をいいます。
- 5 「格子」は、伝統的な様式によるものに限りませう。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

(第三面)

条例第11条第2項の規定に基づく宿泊者への説明に関する計画

説明をするための方法	面接による説明の時期		
	説明方法	具体的方法	
		説明に使用する資料等	
		外国人宿泊者への対応	
説明内容	申請に係る京町家の由来		
	京町家としての特徴		
	申請に係る京町家において受け継がれてきた生活文化		
本計画を実施するための体制			

(注意)

- 1 この面は、記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができません。